

鳥取県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|---------|---|------------|
| 鳥取国府岩美線 | 鳥取市国府町楠城字ホキノハナ536地先から同市国府町楠城字北城戸209-1地先まで | 平成21年3月31日 |